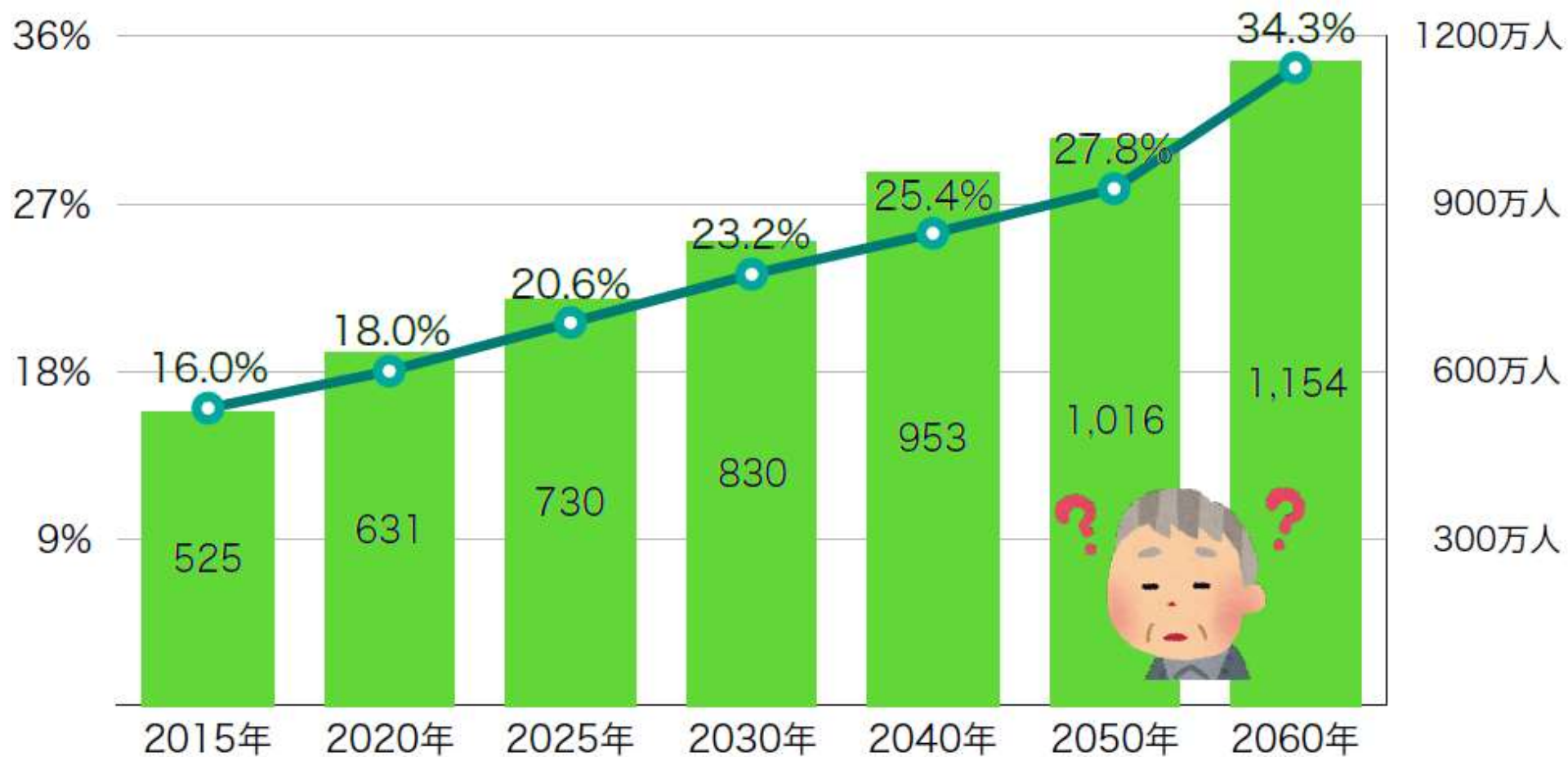


**私が、家族が、認知症になる前にできること**

任意後見や遺言書など今のうちから考える

 勝司法書士法人

# 資料 一 認知症有病率の増加



\*内閣府ホームページより

# 資料 一 元気な時から死亡後までを眺めてみましょう (三国チャート)



---

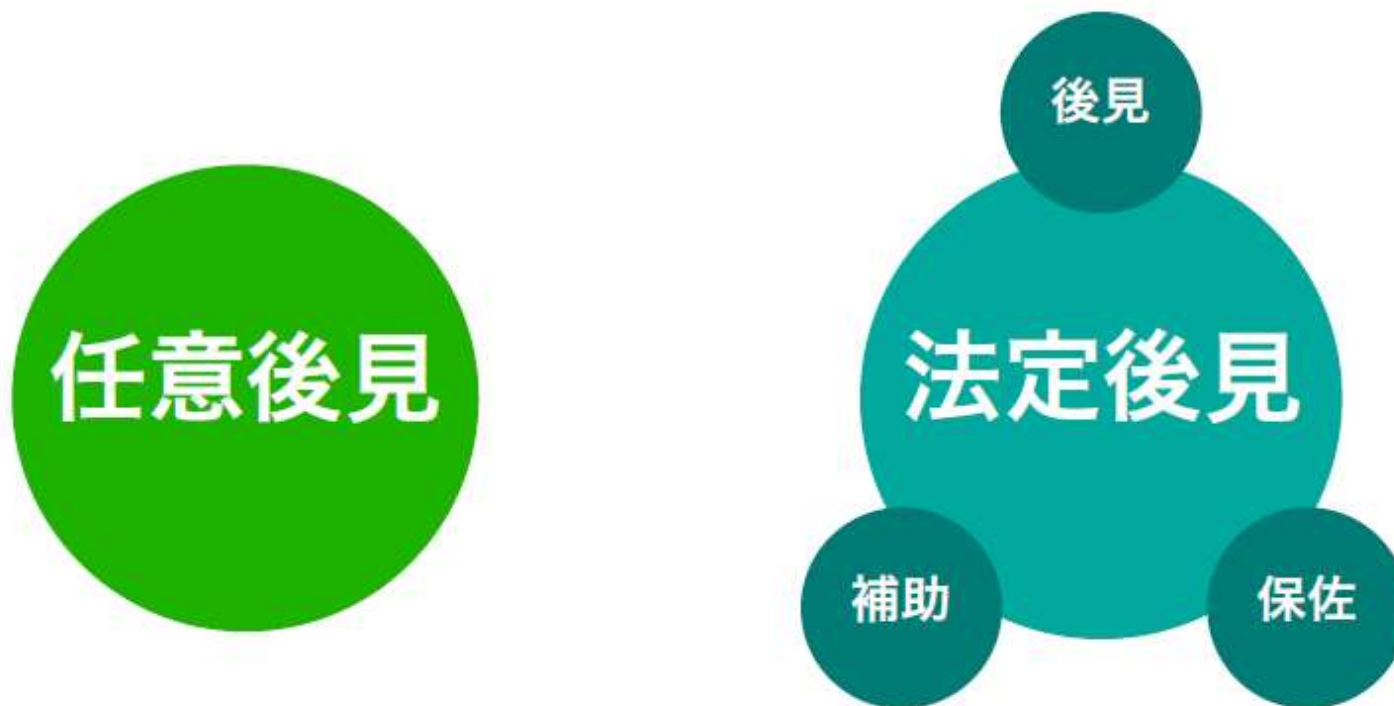
---

# 目次

- 法定後見
- 任意後見
- 任意後見のチェックの仕組み
- 法定後見と任意後見の違い
- 任意後見を補完する制度
- 任意後見の費用
- 任意後見の事例
- 家族信託

## 成年後見制度とは？

判断能力が不十分な状態にある人の財産や権利を法的に守り、その人が自分らしく生きることを支援する制度。



## 資料 一 成年後見制度を使ったきっかけ



主要な利用の動機として

預貯金の管理・解約

身上監護

不動産の処分

相続手続

などが挙げられる。

\* 最高裁判所事務総局家庭局

『成年後見関係事件の概況』(平成30年)より

## 法定後見とは？

すでに認知症などで、自分で財産管理や契約行為ができない人のために、裁判所が支援者（後見人）を定め保護する手続。



本人

身寄りが無く、お金の管理や契約事をしてくれる人がいない。悪徳商法や振り込め詐欺に騙されているかも・・・。



支援者（後見人）

裁判所が選任した後見人（本人の親族・弁護士・司法書士等）が本人に代わって法律行為を行う。



## 任意後見とは？

まだ判断能力のあるうちに、信頼のおける支援者との間で契約を結び、**万が一**認知症等になった時のために、財産の管理や医療や介護などの事務手続きを行ってもらえるようにしておく契約。



本人

今は元気だけど認知症になったら心配。  
財産管理や医療・介護の事務を頼みたい。

公正証書



契約



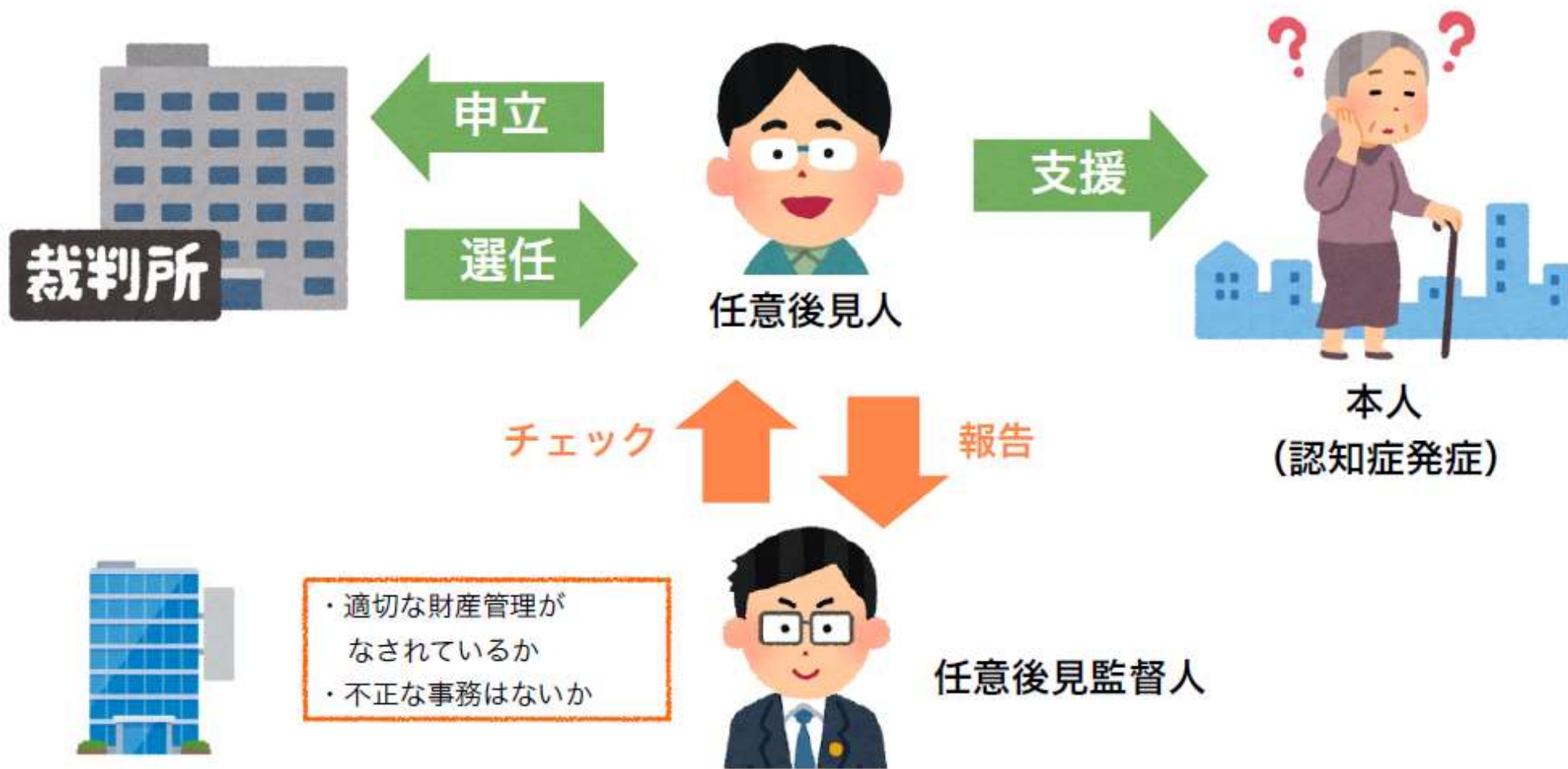
支援者（任意後見人）

本人が認知症になったら支援を開始。  
契約で決められた内容の支援を行う。



# 任意後見のチェックの仕組み

私が認知症になっても、託した財産はちゃんと守られる？



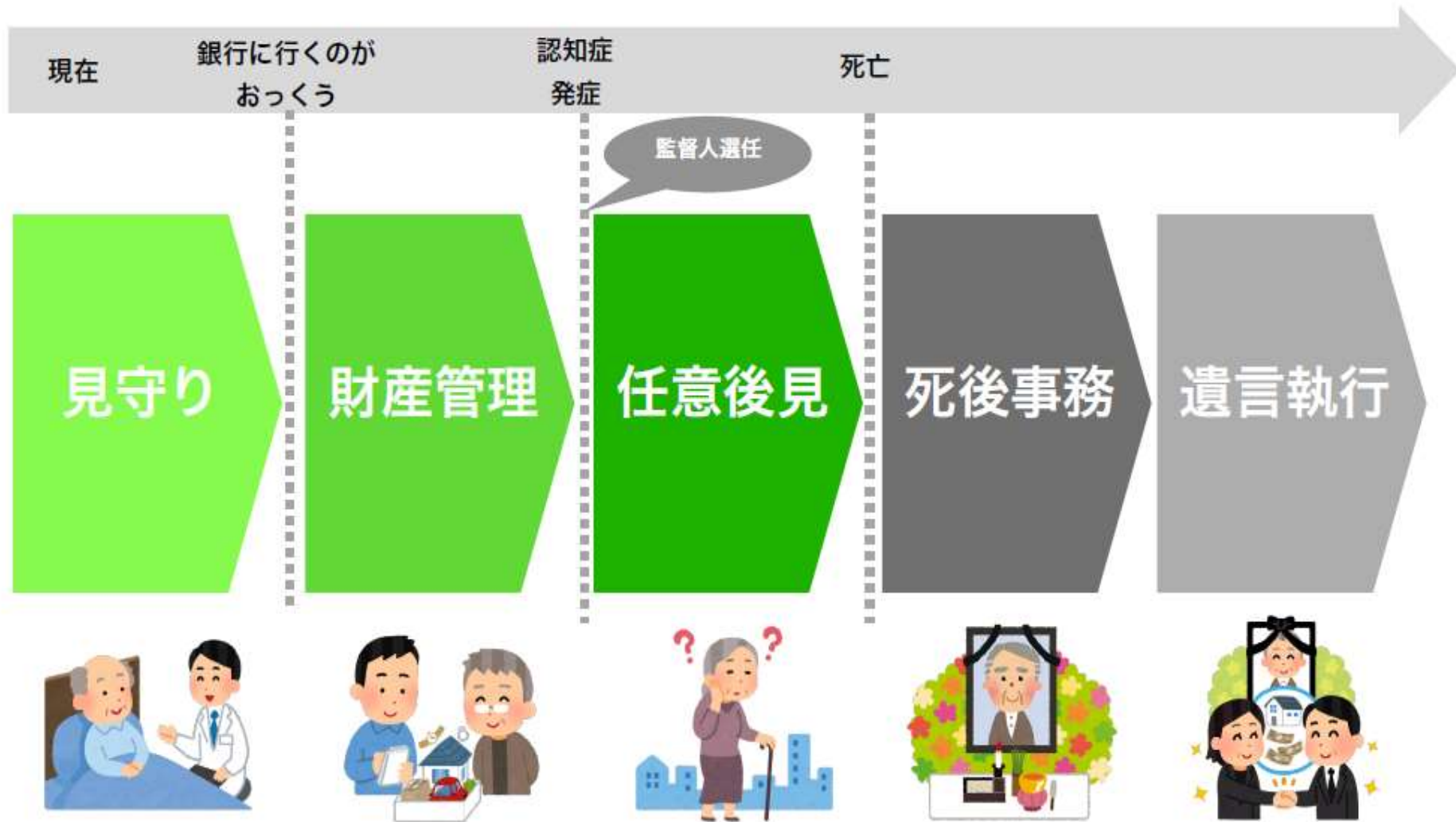
# 法定後見人と任意後見人の違い

法定後見人…病傷等で既に自分のことが分からなくなってしまった方に、  
家庭裁判所から後見人(主に法律家)が選ばれ、後見人の一存でほとんどの事を決めてしまう。

任意後見人…お元気なうちに、自分が判断能力を失った時、自分で選んだ人に後見人になってもらうことを  
約束しておくことが出来る(家族可)。何をお願いしたいのか自由に決めることが出来る。

	法定後見 (後見類型)	任意後見
誰が後見人になるか	裁判所が決める (専門家が選ばれる事が多い)	自由に選べる (子供・孫でも可)
後見人の報酬	申立により裁判所が決める	<b>契約で決める</b>
相続対策	不可	定め方による

# 任意後見を補完する制度



## 見守り契約

任意後見契約は締結した。でも・・・



本人



支援者

認知症になって支援が始まるまで何年かかるかわからない。  
それまでお互いに音信不通で本当に大丈夫？



そんな不安を解消するのが見守り契約です。

## 見守り契約とは？

支援者が本人に対し、定期的な電話連絡や訪問等を行い、本人の健康状態や財産管理状況の把握に努めるための契約。

- ・任意後見契約と異なり、締結と同時にその業務が開始します。
- ・見守り契約を結んでおく事で、本人と支援者の関係が疎遠になることを防ぐことができ、支援者は支援を開始する時期を判断しやすくなります。
- ・本人に急病や怪我などの事情が生じた場合、必要に応じ、支援者より病院の入院や施設の入所手続きなどの対応をすることもできます。



## 財産管理契約

任意後見契約は締結した。でも・・・



本人



支援者

判断能力はしっかりしているが、体が不自由なので、今のうちから財産管理などの支援をして欲しい・・・。



そんな場合は**財産管理契約**を結びましょう。

## 財産管理契約とは？

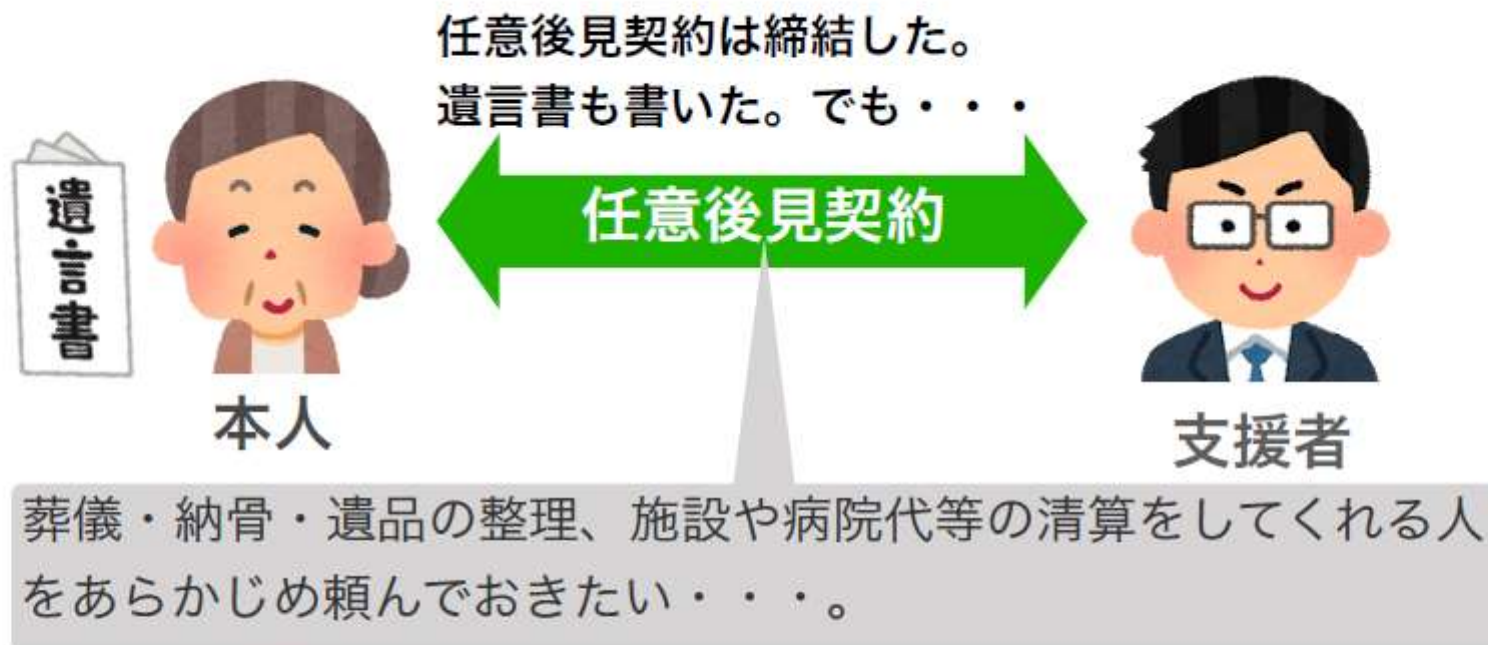
判断能力には問題がないため、任意後見契約による支援は受けられない人が、支援者に諸々のサポートをお願いできるようにするための契約。

### 財産管理契約で受けられるサポート

- ・生活状況確認のための定期面談
- ・預貯金の管理
- ・家賃・地代・公共料金・年金・税金などの受領や支払いなどの手続
- ・日用品の購入
- ・生活費の送金
- ・郵便物の管理
- ・介護・福祉サービス利用契約の締結
- ・病院の入退院の事務



## 死後事務委任契約



そんな場合は**死後事務委任契約**を結びましょう。



## 死後事務委任契約とは？

自分が亡くなった後の事務手続きを誰かにお願いするための契約。

### 死後事務委任契約で受けられるサポート

- ・ 親族や友人等関係者への連絡事務
- ・ 葬儀・納骨・埋葬・永代供養に関する事務
- ・ 医療費・老人ホームへの未払代金の精算
- ・ 遺品整理
- ・ 行政官庁などへの届出



## 遺言とは？

自分の財産を「誰に？どのくらい？どういう方法で？」配分するかを決める意思表示。

- ・ 遺言書がある場合、その内容が遺産分割協議より優先されます。

### 遺言書を書いた方が良い場合

- ・ 子供のいない夫婦
- ・ 長男の嫁に財産を渡したい場合
- ・ お世話になった人に財産を渡したい場合
- ・ 財産を渡したくない相続人がいる場合
- ・ 忙しい遺族の代わりに相続手続きをしてくれる人を決めておきたい場合



# 任意後見を補完する制度（まとめ）

## 見守り契約

電話や訪問で、定期的に心身の状態や生活状況を確認してもらう契約。  
利用者の判断能力が低下したら任意後見契約をスタートする。



## 財産管理等委任契約

病気や高齢で銀行等の手続きができなくなった時に、  
通帳などを預かり、入出金の管理をしてもらう契約。



## 任意後見契約

万が一認知症になった時に財産管理や身上監護をしてくれる後見人  
をあらかじめ指定する契約。



## 死後事務委任契約

葬儀・納骨・遺品整理など、亡くなった直後に必要な手続きを  
前もって委任しておく契約。



## 遺言

自分の財産を「誰に？何を？どのくらい？」分配するかという意思表示。

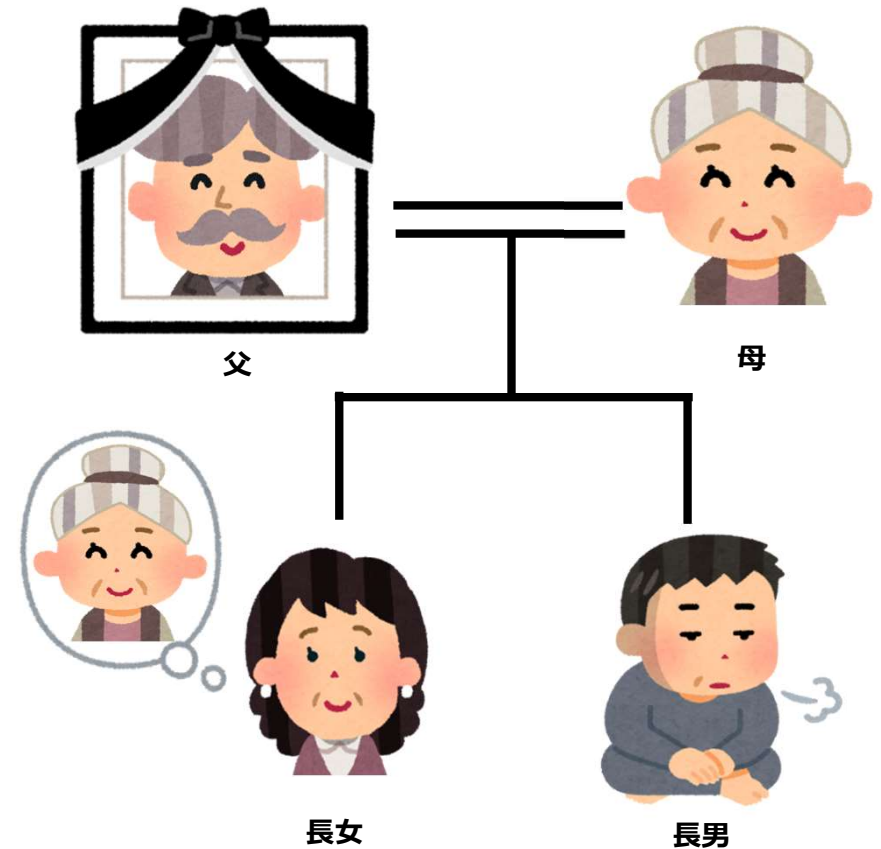


## 事実関係その1

- ・父が他界し、残された母・長男・長女のお話。
- ・長男は父と折り合いがつかず、家族とは断絶状態。父の相続について、長男が協力しない。
- ・協議がまとまらないうちに、長女が体調を崩しはじめてきた。

### 独り残されるかもしれない母が心配

- ・身寄りがいない心配 → **任意後見契約を提案**
- ・財産の心配 → **長女が新規の保険に加入**



## 事実関係その2

・任意後見契約を結ぶ前に長女が急変し、52歳の若さで亡くなる。

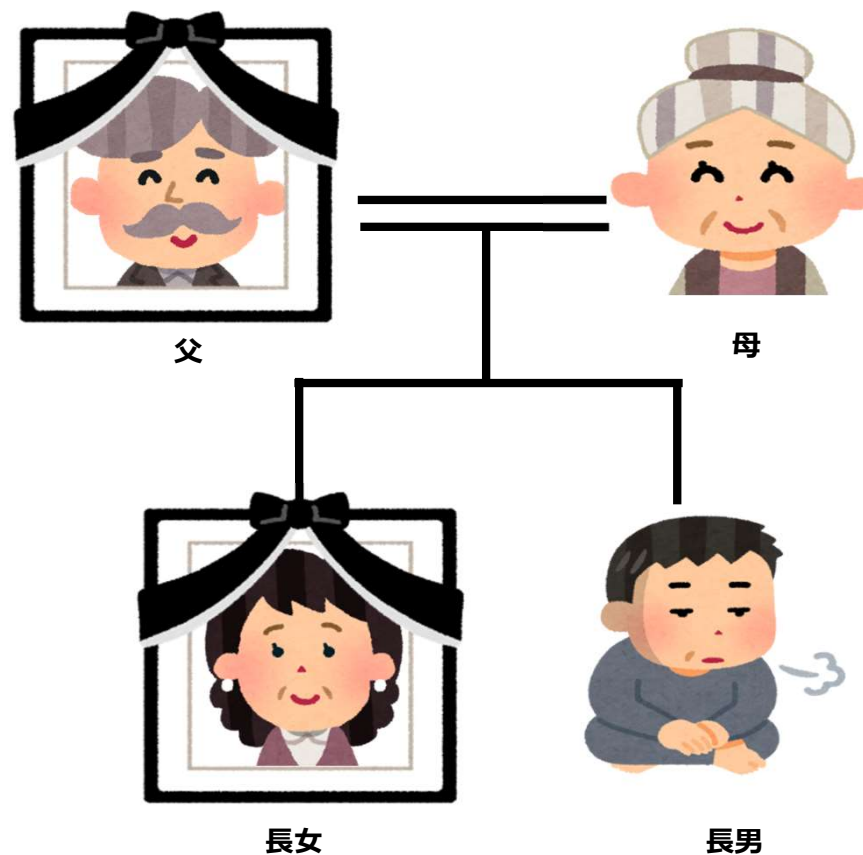
転倒による骨折や脳の病気が発生したら・・・  
判断能力を失ってからの施設入居は・・・

このまま何もしないと・・・

## 法定後見

問題点

- ・誰が後見人なるかわからない
- ・緊急時の連絡先は？



## 処方箋

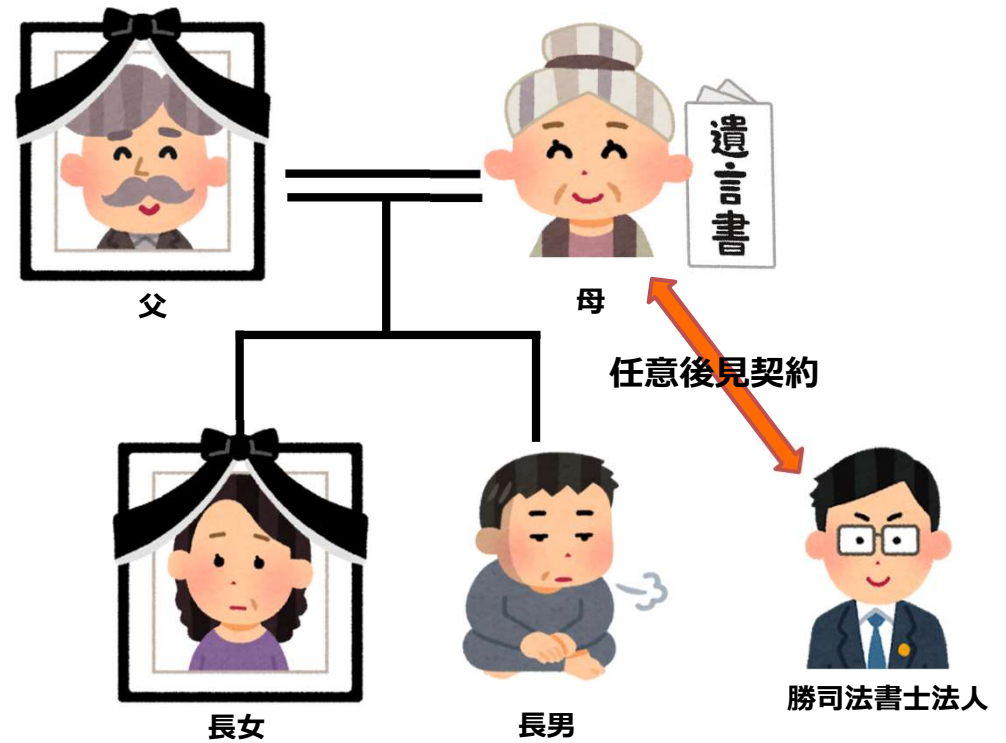
### 任意後見契約の場合

↓

- ・ 認知症になった時には**将来の後見人である勝司法書士法人**が緊急時の連絡先となり、病院や施設の手続きができるようになった。

↓

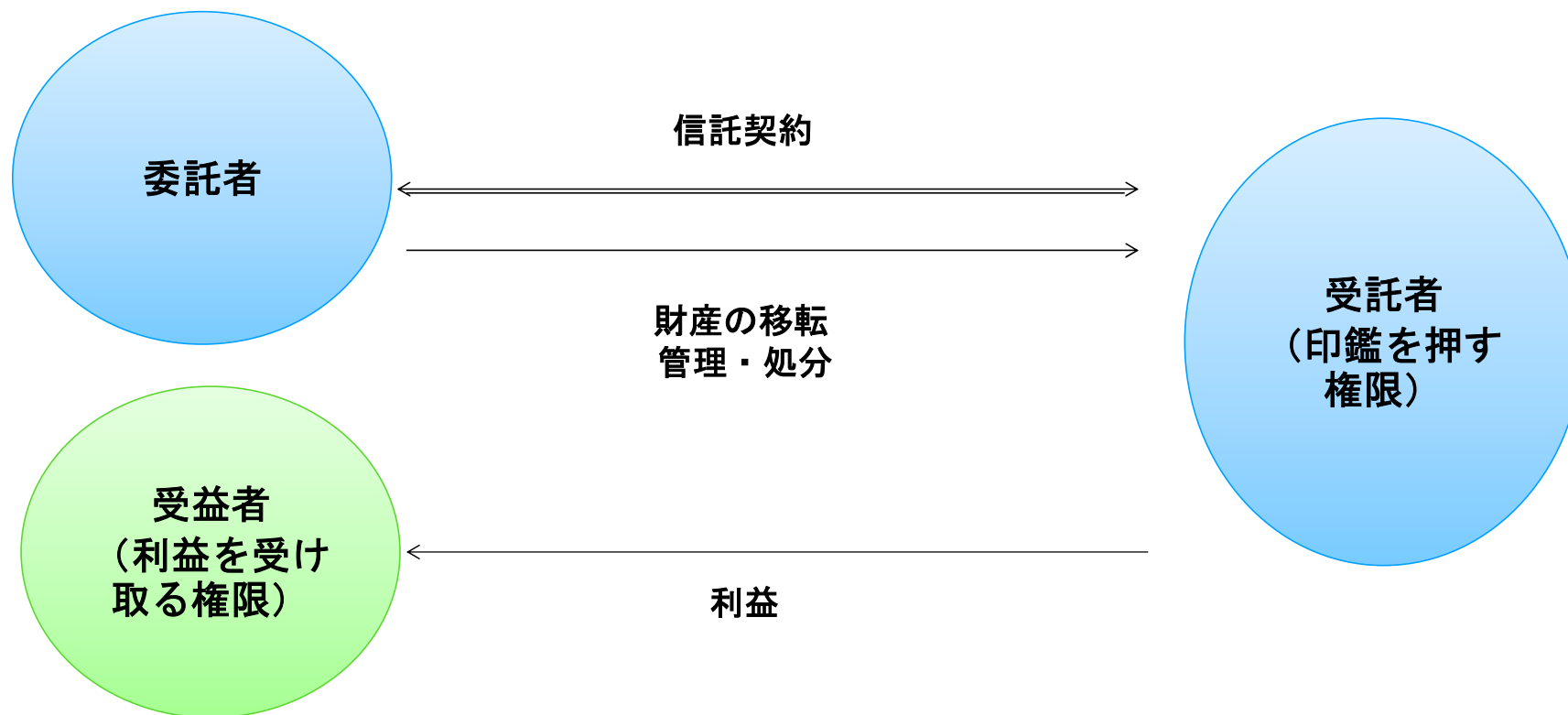
- ・ 母が安心した生活を送れるようになり、落ち着いて相続について長男と協議をすることができた。



# 家族信託の基本

信託の要素として

「委託者」 「受託者」 「受益者」



## 家族信託とは

・家族信託とは、「私の財産をあなたに託します。だから私やこの人を頼みます。」という契約です。

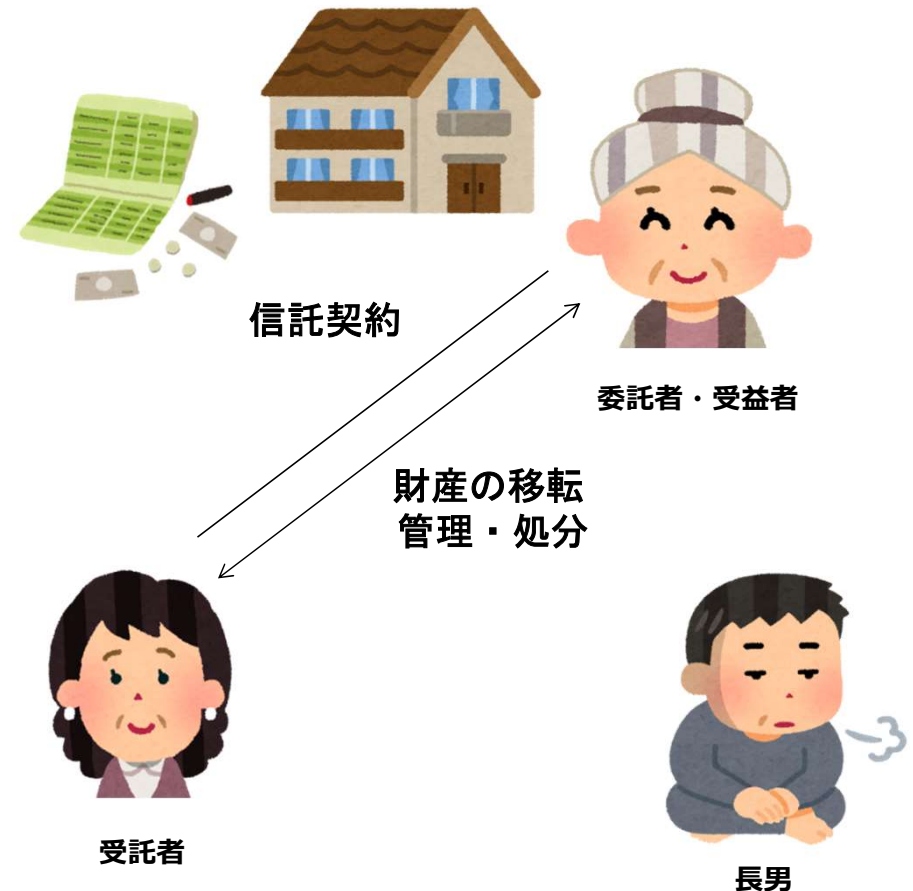
・財産の所有者である母（委託者）が財産の名義だけを長女（受託者）に移し、その権利（居住権等）については母が受益者として受け取るようにすることができます。

## 家族信託の特徴

・家庭裁判所が関与しません。

・後見制度では不可能な資産の組換え（建物を取り壊して駐車場にする等）の積極的な管理運用が可能です。

・家族信託の受託者には後見人のように身上監護権がありません。そのため、入院手続きや施設入所手続きはできません。



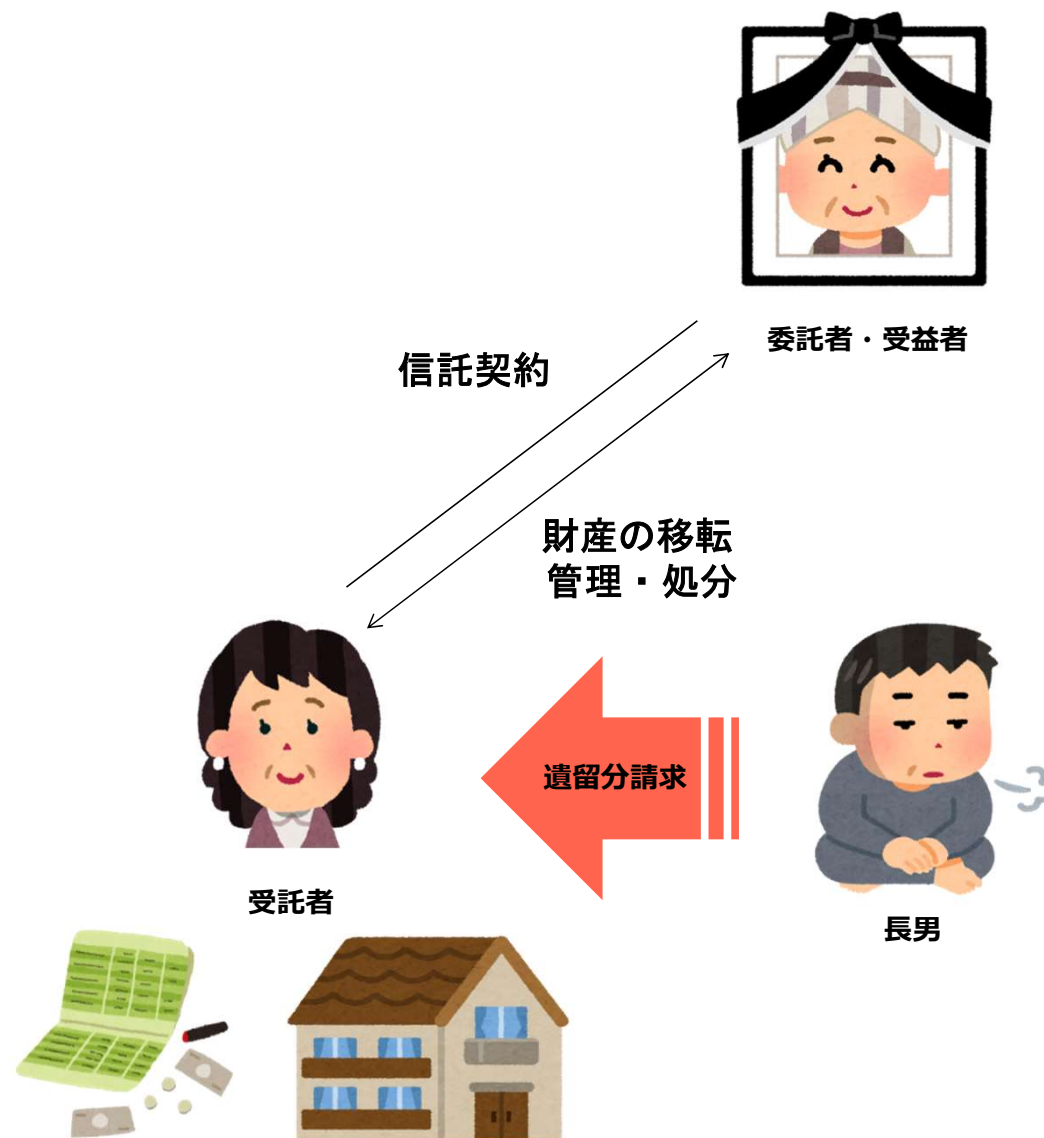


## 遺言代用信託

・信託契約によりに母が亡くなった場合の財産の帰属権利者を長女に定めることにより遺言と同じ効果を持たせることができます。

・遺言と家族信託が両方ある場合は、家族信託が優先します。

・家族信託によって長女にすべて財産を残した場合、遺言と同様に長男に遺留分が発生します。



勝 司法書士法人

東京事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-11-15 虎ノ門KTビル6階  
TEL : 03-5472-7286 / FAX : 03-5472-7287

横浜事務所

〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町6-14 ステートビル横浜6階  
TEL : 045-534-7688 / FAX : 045-534-7681

大阪事務所

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀1-3-13 第三富士ビル9階  
TEL : 06-6940-6061 / FAX : 06-6940-6071